

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除等に伴う対処方針

令和2年5月28日策定

令和2年6月1日施行

葉山町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、神奈川県を含む7都道府県に4月7日に出された緊急事態宣言は、その後4月16日に全都道府県に拡大されたものの5月25日に解除されました。これを受け県では、国の基本的対処方針の変更を踏まえた対処方針等の改定を決定しました。本町は、感染の拡大防止と町民等の社会生活活動の再開の両立を図るため、国、県が示した方針等を踏まえ、次のとおり対処方針を策定し、6月1日から実施する。

### 1 公共施設の再開

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、閉館、閉園していた町の設置する公共施設については、施設管理者が、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで、順次再開する。

なお、使用者を特定できる施設は、後に使用者の感染が確認された場合に備えて、使用者名簿を備える等使用者の氏名・使用時刻・連絡先の把握に努める。

### 2 町が主催するイベント・事業等の実施

#### (1) 町民等が参加するイベント・事業等

町が主催する町民等が参加するイベント・事業等については、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで実施する。

#### (2) 会議・研修等

町が主催する会議・研修等については、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで開催する。ただし、不要・不急の会議は、中止又は延期することはもとより、書面開催や電子会議への切換えを検討するものとする。

### 3 町民等が主催するイベント・事業自粛要請の解除

町民等が主催する複数の人員が集うイベント・事業の自粛等の要請については、自粛要請を解除する。なお、イベント・事業の主催者は、実施にあたり本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じるよう努めなければならない。

また、自粛要請に伴い取りやめていた行事等の後援名義承認申請の受付は、再開する。なお、承認にあたっては、行事等の実施にあたり本方針に定める感染防止対策を講じることを条件とする。

### 4 その他

本方針に基づき、自粛要請の解除や使用の再開等がされたものであっても、感染拡大防止対策が不十分であると判断される場合、施設使用の停止、イベント・事業等の中止や延期、主催者に慎重な対応を求めるものとする。

## 1 公共施設の施設管理者が講ずる感染防止対策

施設管理者は、次に定める感染防止対策を講ずるとともに、当該施設における感染防止対策を施設使用者に周知できるよう、施設の出入口、集会室の壁など施設使用者が見やすい場所に表示すること。また、次に定める具体的な感染防止対策の徹底が図られるよう、施設使用者に対し積極的に働きかけること。

(1) 「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避ける措置を講ずること。

① 「密閉」を避けること。

換気を行うこと。風の流れることができるよう、毎時、2回以上、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にするなどの換気に努めること。窓がない、1つしかない場合であっても、ドアを開けておく、扇風機や換気扇を併用するなどの工夫により換気に努めること。

② 「密集」「密接」を避けること。

ア ソーシャルディスタンス（2m以上の距離を確保—困難な場合であっても最低1m）が確保されるよう座席配置、利用設備、機材等の設置を工夫すること。

イ 施設使用の人数を、概ね当該施設の収容定員の半数程度の人数とすること。

ウ 滞在時間を定めるなどの工夫すること。

エ 入退場時の混雑を避けること。

(2) 保健衛生対策を講ずること。

ア 座席、テーブル、ドアノブ、手すり、機材などの消毒を行うこと。

イ 共用スペース、特にトイレの便座、ドアノブ等の消毒を行うこと。

ウ マスクの着用を徹底すること。

エ 手洗いや手指消毒用の薬剤等を常備すること。

(3) イベント・事業等の実施にあたり主催者が作成する感染防止策対応チェックシートの提出を求めること。

(4) 上記(1)から(3)までの他、施設管理者において各公共施設の性質上、感染症防止に関し必要な対策を講ずること。

## 2 イベント・事業等の実施にあたり主催者が講ずる感染防止対策

イベント・事業等の主催者は、参加者が、感染防止対策に協力するよう責任を持つとともに、実施にあたり次の感染防止対策を講ずること。

(1) 「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避ける措置を講ずること。

① 「密閉」を避けること。

換気を行うこと。風の流れることができるよう、毎時、2回以上、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にするなどの換気に努めること。窓がない、1つしかない場合であっても、ドアを開けておく、扇風機や換気扇を併用するなどの工夫により換気に努めること。

② 「密集」「密接」を避けること。

ア ソーシャルディスタンス（2m以上の距離を確保—困難な場合であっても最低1m）が確保されるよう座席配置、利用設備、機材等の設置を工夫すること。

イ 人数を、概ね使用施設の収容定員の半数程度の人数とすること。

ウ イベント・事業等の時間をできる限り短くするなどの工夫すること。

エ 入退場時の混雑を避けること。

(2) 別に定める「健康チェック票」により参加者への健康チェックを実施し、その情報を保管すること。

(3) 町の設置する公共施設を使用する場合は、別に定める「感染防止策対応チェックシート」を作成し、施設管理者に提出すること。

(4) 保健衛生対策を講ずること。

ア 座席、テーブル、ドアノブ、手すり、機材などの消毒をすること。

イ 共用スペース、特にトイレの便座、ドアノブ等の消毒を行うこと。

ウ マスクの着用を徹底すること。

エ 手洗いや手指衛生に努めること。

(5) 上記(1)から(4)までに定めるものの他、イベント・事業等の性質上、感染症防止に関し必要な対策を講ずること。